認定 産業標 機関 準作成 委員会	制定/ 規格番号 改正/ (制定の場合 廃止 は,仮の番号)		JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果		制定・改正 に伴う廃止 対応する国際規格番号 及び名称 JIS	対応する 国際規格 との対応 の程度 選定基準1 選定基準1 との対応 が進化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 1(市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	CS番号 作業 段階
JSA 08 機素	制定 B2353	油圧・空気圧用及び一般 M fix	fluid power connections	油圧用継手の試験方法を規定したJIS B 2351-5(油圧・空気圧用及び一般用途用金属製管継手一第5部:油圧用ねじ継手の試験方法)は、ISO 8434-5(Metallic tube connections for fluid power and general use—Part 5: Test methods for threaded hydraulic fluid power connections)を基に、2000 年に制定された。その後、ISO 8434-5は廃止され、ISO 19879(Metallic tube connections for fluid power and general use—Test methods for hydraulic fluid power connections)が2005年に制定され、さらに2010年に改訂されたため、この2010年版を対応国際規格として、2012年に改正された。 以IS B 2351-5は、元々油圧用のねじ付き金属製管継手を対象とした試験規格であるため、ISO 19879に規定するフランジ継手については除外されていた。また、「真空試験」及び「振動を伴う衝撃圧試験」は、JIS B 2351-1(油圧・空気圧用及び一般用途用金属製管継手一第1部:24°くい込み式管継手)(対応国際規格ISO 8434-1)に規定されていないことから除外されていた。その後、ISO 19879は、用語と使用管選択方法の明確化を主な目的とし、2021年に第3版として砂訂されている。今回、フランジ継手にまで対象範囲を広げ、試験の種類を増やし、さらに国際規格と整合させるために、部編成ではない個別の規格として制定する必要がある。なお、これに伴いJIS B 2351-5は廃止する予定である。	操性を確保することが可能となり、取引の・公正化及び相互理解の促進を図ることが期待されるとともに、国際競争力の向上に期待が持てる。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	までは、次のとおり。 ・適引用・引くを表現して、次のとおり。 ・適引用・一試験を表現して、でのとおり。 ・通知をでする。 ・ののとおり。 ・のとおり。 ・のとおり。 ・のとおり。 ・のとおり。 ・のとおり。 ・のとおり。 ・のとおり。 ・のとおり。 ・のとおり。 ・のとおり。 ・のとおり。 ・のとおり。 ・のとおり。 ・のとおり。 ・ののとおり。 ・ののとおり。 ・ののとおり。 ・ののとおり。 ・のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	B2351-5 ISO 19879:2021 Metallic tube connections for fluid power and general use - Test methods for hydraulic fluid power connections	(記) 第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 油圧機器	法律の目的に 適合している。 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化する もの	一般社団法人日本ファルードパワー工業会のWG	2025年10月	
JSA 08 機械要素	制定 B7158-4	顕微鏡対物レンズの性能及び表示-第4部:偏光時性 席	microscope objectives— ; Part 4: Polarization characteristics	顕微鏡を用いた岩石・鉱物学、高分子化学、生物化学などの近年の進展によって、顕微鏡の対物レンズの偏光特性が、それらの研究において欠かすことができないものとなっていたが、ISO規格、JISなどでの標準化は行われていなかった。こうした中、2024年に偏光特性を規定するISO 19012-4 (Microscopes — Designation of microscope objectives — Part 4: Polarization characteristics) が発行され、上記の状況及び国際規格との規定の整合化の観点から、ISO19012-4を基にJISを制定する必要がある。	この制定によって、顕微鏡の対物レンズの 扁光特性が明確になり、効率的な開発・生1 産活動に寄与するとともに、国際規格との 整合化を図ることで、貿易の障壁の解消 が期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 要求事項	ISO 19012-4 Microscopes - Designation of microscope objectives- Part 4: Polarization characteristics	(性能) 対象事項: 光学顕微鏡	活律の目的に 適合している。 欠点: 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	日本顕微鏡工業会の 2 WG	2025年10月	

認定 産業標 機関 季員会	制定/ 規格番号 改正/ (制定の場合 廃止 は, 仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度 選定基準1 選定基準1 との対応 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 1(市場適合性に関す る判断基準)	」JIS素案作成委員会 作成 (WG) 予	℟開始 ICS番号 作業 →定 段階
JSA 11 產業機械			characterization of performance for energy recovery components	2021年に全熱交換器のうち送風機部分を搭載しない熱交換器部分のみの構成(全熱交換器単体)の性能試験関する試験規格(ISO 21773)が制定された。対してJISでは全熱交換器単体の試験方法は、JIS B 8628内に定められているが、前記と整合していない。国内でも全熱交換器単体での販売が行われており、輸出もあることから、関係者からJIS化することが望まれている。そのため、国際規格と整合した全熱交換器単体の試験規格を制定する必要がある。	この制定によって、国際規格との整合化を図ることができ、貿易の障壁が排除される。ことが期待される。	・漏れ試験・不確かさ・試験の成立条件・試験結果の報告	ISO 21773	MOD 第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 全熱交換器	法律の目的に 適合している。		国際規格をJIS化する もの)	一般社団法人日本冷 東空調工業会のWG	至4月
JSA 06 電音	制定 C5381-332	低圧サージ防護部品ー第332部:金属酸化物バリスタ(MOV)の選定及び適用基準	Components for low-voltage surge protection - Part 332: Selection and application principles for metal oxide varistors (MOV)	【制定・改正する理由(必要性)】 金属酸化物バリスタ(MOV)は、日本で発明され、サージ防護デバス(SPD)、オーディオ・ビデオ、情報通信機器などに幅広く使われており、サージ防護用として使われるMOVの要求性能と試験方法に関する規格(JIS C 5381-331、対応国際規格EIC 61643-331)はすでに制定されている一方に使用者が安全に使用するための選定と適用を示す規格がなかったため、まず、日本主導でIEC規格を制定することとし、2024年にIEC 61643-332として制定された。このような状況から、IEC 61643-332を基に我が国においても低圧サージ防護用途に対しての選定基準及び適用基準について、JISを制定する必要がある。	【期待効果】 対応国際規格に沿ったMOVの選定方法、使用方法などの規定を整合化することによって、国内外における受渡当事者間での相互理解が容易になり、取引の単純公正化、国際貿易の円滑化及び我が国の技術的な貿易障壁の未然防止が期待である。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語、定義、図記号及び略語 ・一般 ・機能 ・適用 ・MOVの安全性及び危険性に関する情報	IEC 61643-332:2024	IDT 第2条の該当号: 2(使用方法) 対象事項: 金属酸化物バリスタ	法律の目的に 適合している。		国際標準をJIS化する	一般社団法人電子情 報技術産業協会の WG	年7月 2

認定 選定 選標 選標 選標 選標 選標 選信成 改正/ (制定の場合 は,仮の番号	· JIS案の名称)	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度 選定基準1 選定基準1 との対応 準化の対象)	選定基準2 選定基準3 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 化 (WG)	作成開始 IC 予定	CS番号 作業 段階
		optical attenuators	「【制定・改正する理由(必要性)】 光ファイバ通信システムは、情報化社会を支えるインフラとして必要不可欠なものであり、そこでは多くの固定光減衰器が使用されている。ICT社会のさらなる発展に伴い、固定光減衰器は今後も多量に導入することが予想される。光ファイバを用いた伝送において屋内環境条件で使用するシングルモード光ファイバピッグテール形固定光減衰器の定格、固定光減衰器が最低限満足する光学特性、耐環境性及び耐久性を規定した規格として、JIS C 5921が、2001年に発行されたIEC 61753-052-3:2001 (Fibre optic interconnecting devices and passive components - Performance standard - Part 052-3: Single-mode fibre, pigtailed-style fixed attenuators for category U - Uncontrolled environment)を参考にして屋内環境用として2009年に制定されている。その後、屋内環境条件で使用する固定光減衰器のJIS C 5921:2009 (以下、旧規格という。)は、その後の技術進歩に対応してこれを改正する必要性が高まり、IEC規格では屋外環境で使用する固定光減衰器の性能標準としてIEC 61753-052-3を2016年に第二版として発行した。この国際規格と旧規格との差異は、耐環境性及び耐久性の試験項目として「光ファイバクランプ強度(ねじり)」の追加、及び光学特性試験における試験波長の追加である。新たに追加する試験項目「光ファイバクランプ強度(ねじり)」は、IEC規格において、屋内環境で用いられる光受動部品に共通して感り込まれる試験項目であり、固定光減衰器にも適用すべき試験項目である。このような状況から、IEC 61753-052-3:2016の規定内容を基に、技術進歩及び我が国の実情に合わせて旧規格を改正する必要がある。 一方、JIS C 5920規格群の下で、光伝送用パワー制御受動部品に関する規格が整備されている。固定光減衰器は光伝送用パワー制御受動部品を構成する要素の一つであるため、旧規格の規定内容を改正したものをJIS C 5920-5として制定することとし、旧規格JIS C 5921は廃止する。	容易となり、調達コストの削減、システムの拡張や災害・保守時の追加調達が迅速に行え、情報通信ネットワークの安定かつ発展的な運用が期待できる。	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	C5921 IEC 61753-052-3:2016	MOD 第2条の該当号: 1(性能) 対象事項: 光受動部品	法律の目的に 適合している。 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業 202 技術振興協会のWG	25年1月 33.1	180.20
JSA 06 電 制定 C6192-1	レーザ及びレーザ関連機Lemが光のビームでは、ビーム伝統との試験方は一条では、一条では、一条では、一条では、一条では、一条では、一条では、一条では		近年、レーザを用いた機器が急速に普及してきている。測量機器やドローンへの搭載はもとより、穴開けや溶接等の工作機械において精密な加工を施すためにも使用されている。このため、レーザビームの特性評価は、レーザビームとの適用において極めて重要であり、特にビーム幅、ビームでは、レーザのビームでは、レーザのビームを開発者にとって必須項目である。こうした中、レーザのビーム幅、ビーム広がり角、及びビーム伝搬比のは試験方法に関する国際規格ISO 11146-1及びISO 11146-2が発行されており、2021年にその改訂版が発行された。世界及び国内で使用されているレーザビームの特性評価装置、いわゆるビームプロファイラのほとんどは、この国際規格に準拠している。国際規格との整方化の観点から、ISO 11146-1を基にJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この制定によって、国際規格との整合化を図った試験方法を製品評価に適用することで製品相互の比較が可能となり、市場の拡大が期待される。加えて、ビーム特性評価の裏付けとなっている理論とそれに基づく評価特性の導出法が明確となるため、取引の円準化も期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 座標系 5. 測定計原理 8. 測定計層と測定装置 7. ビーム幅及びビーム系の測定 8. ビーム広がり角の測定 9. ビーム方がり角、ビーム伝搬比の合同測定 10. 試験報告書	ISO 11146-1:2021	IDT 第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 鉱工業品(レーザ及 び レーザ関連機器)	法律の目的に 適合している。 欠点:		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	24年7月 31.2	260 4

認定 産業標機関 委員会	制定/ 規格番号 改正/ (制定の場合 廃止 は, 仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 及び名称	対応する ・国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 選定基準3 関(JIS法第1条の (産業標準化の 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 例(国が主体的に取り約 む分野の判断基準)	選定基準5 組(市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 06 電子		器一レーザ光のビーム 幅, ビーム伝教比の試験方 ビーム伝搬比の試験方 法一第2部: 一般非点収 差ビーム	equipment — Test methods for laser beam widths, divergence angles and beam propagation ratios — Part 2: General astigmatic beams	近年、レーザを用いた機器が急速に普及してきている。測量機器やドローンへの搭載はもとより、穴開けや溶接等のはません。このため、レーザビームの特性評価は、レーザビームの適用において極めて重要であり、特にビーム幅、ビーム広がり角を含むビームプロファイルの測定は、レーザの使用者、応用開発者にとって必須項目である。こうした中、レーザのビーム幅、ビーム広がり角、及びビーム伝搬比の試験方法に関する国際規格ISO 11146-1及びISO 11146-2が発行されており、2021年にその改訂版が発行された。世界及び国内で使用されているレーザビームの特性評価装置、いわゆるビームプロファイラのほとんどは、この国際規格に準拠している。国際規格との整合化の観点から、ISO 11146-2を基にJISを制定する必要がある。	とで製品相互の比較が可能となり、市場の拡大が期待される。加えて、ビーム特性評価の裏付けとなっている理論とそれに基づく評価特性の導出法が明確となるため、製品の開発・製造が容易になり、取引の円準化も期待される。	3. 用語及び定義 4. 座標系 5. 測定法原理 6. 測定配置と測定装置 7. 2次モーメントの測定 8. 実効ビーム伝搬比の決定 9. 固有非点収差の決定 10. ねじれパラメータの決定 11. 試験報告書		ISO 11146-2:2021		第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 鉱工業品(レーザ及びレーザ関連機器)	法律の目的に適合している。欠点:		国際標準をJIS化する もの	一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	2024年7月 3	1.260 4
JSA 05 電 気	制定 C60068-2-86	環境試験方法-電気・電 (電気・電気・電気・電気・ (調験方法ので多軸振 (試験方法(試験記号: (対象である) (対象である)	Environmental testing - Part 2-86: Tests -Test Fx: Vibration - Multi- exciter and multi-axis method	電気・電子製品は、実際の使用環境において、上下・左右といった一定方向だけの振動だけでなく、傾きのある振動やひねりのある回転運動的な振動がかかることが想定される。現状では、このような複雑な振動に対して試験する振動試験方法の標準化はされておらず、従来の振動試験では、扱われていなかった複雑で実際の負荷に近い動きを再現した振動試験方法の標準化が望まれていた。このため、遭遇する可能性のある多方向の動的な力を模倣し、Roll(左右方向への傾き)、Pitch(前後方向への傾き)、Yaw(左右方向へのひねり)などの回転運動を実現可能とする振動試験の国際規格化が図られ、IEC 60068-2-86として2024年に制定された。このような状況から、国際規格との整合を図り、また、技術の実態に即した環境試験方法を確立するため、複数の振動試験システム及び多軸振動試験システムを用いた振動試験方法のJISを制定する必要がある。	この制定によって、実際の使用条件に近い振動試験を可能にし、製品の品質向上や競争力の強化に寄与する。また、国際規格に準拠した試験条件を採用することで、国際貿易の円滑化や国際協力の推進にも効果が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・背験機器及び制御方法 ・試験の取りで表 ・供行は試験 ・供行は対験 ・振動処理 ・初期前の等化のための低レベル励起 ・試験 ・対験 ・対験 ・対験 ・対験 ・対験 ・対験 ・対験 ・対験 ・対験 ・対		IEC 60068-2-86:2024		第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及び 部品	法律の目的に 適合している。 欠点: いずれも該当しい。		国際標準をJIS化する もの	一般財団法人日本規 格協会のWG	2025年7月	

認定 産業標機関 季員会	制定/ 規格番号 改正/ (制定の場合 廃止 は, 仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度 選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 1(市場適合性に関す る判断基準)	- JIS素案作成委員会 作 (WG)	成開始 ICS番号 作業 予定 段階
JSA 05 電	制定 C60068-2-87	子-第2-87部:UV殺 菌照射, その他の用途を 模擬するための材料及び 部品のUV-C照射試験 方法	Part 2-87: Tests - UV-Clexposure of materials and a components to simulate ultraviolet germicidal Irradiation or other applications	UV-C(紫外放射C波)を放射する人工光源は、空気中、水中、物質表面上の病原体を不活性化するために使用され、このプロセスはUV殺菌照射(UVGI)として知られている。水の消毒のためのUVGIシステムは数10年前から使用されているが、物質表面上及び空気中での技術の使用は、最近になって一般的になり、COVID-19(Coronavirus lisease 2019)パンデミックへの対応としてその使用が加速している。こうした中、2024年10月に、UV殺菌照射(UVGI)処理中に、電気・電子機器の材料及び部品がUV-C放射にさらされる環境、及びそれらの環境を模擬する試験について規定するIBC 60068-2-87が発行された。このような状況から、国際規格と整合する評価環境及び試験を標準化するとともに実態に即したJISを制定する必要がある。	物質の表面、空気などの除菌を行う電気機器を構成する部品、材料の適切な評価に寄与し、環境保全、安全衛生の確保に寄与する効果が期待できる。また、この制定によって、SDGsの目標の健康的な生活(3)及び安全な水及び衛生の確保(6)に寄与し、国際協力の促進に寄与する効果	・適用範囲・引用規格・用語及び定義・ 非暑	IEC 60068-2-87:2024	IDT 第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子機器及び 部品	法律の目的に 適合している。 欠点: 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化する	の 一般財団法人日本規 2025 格協会のWG	年7月 2
JSA 07 情	制定 C60300-3-14	総合信頼性マネジメント 一第3-14部:適用の指針 一支援性及び支援		(制定・改正する理由(必要性)】 近年、技術の進歩によって、総合信頼性の対象分野は、製品からシステムへ、更に複雑系、オープンシステムへと広がり、予期しない障害、攻撃及び環境変化が発生するようになってきている。このような状況を踏まえ、IEC/TC 56(総合信頼性)では、総合信頼性の主特性である信頼性、保全性、支援性及びアベイラビリティの観点から、TC 56が所掌する中心的な6規格を再編・改訂する作業が進められている。 我が国では既に、2023年にIEC 60300-3-4:2022(総合信頼性要求事項の仕様)、2025年にIEC 60300-1:2024(総合信頼性のマネジメント)について、いずれも国際規格発行後、速やかに対応JISを制定している。 支援性及び支援の指針については、IEC 60300-3-14が2024年に制定された。アイテム(製品、システム及びそれらの構成要素)が要求どおりに機能するためには、ライフサイクルを通じて、支援性及び支援の指針が必要であるが、アイテムのライフサイクルを通じていつでも使用が可能であり、性能、コスト、リスクの意図したバランスを達成することに重点を置いた支援性並びに支援活動の計画及び実施の指針となる規格として、IEC 60300-3-14が2024年に制定された。 こうしたことから、最近の市場及び情報技術の実態に即し、また、国際規格との整合を図るために、支援性及び支援の指針ついても、6種のコア規格の一つであるIEC 60300-3-14:2024を基にJISを速やかに制定する必要がある。		主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・支援性及び支援の概要 ・支援性及び支援のための仕様 ・支イフサイクルを通じた支援性及び支援のマネジメント ・アシュアランス ・支援性及び支援の情報 ・リソースのマネジメント	IEC 60300-3-14:2024 Dependability management - Part 3 -14: Application guide - Supportability and support	IDT 第2条の該当号: 2(設計方法) 対象事項: 鉱工業品	活像の目的に 適合している。 欠点: 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化する	の 一般財団法人日本規 2025 格協会のWG	年10月

認定 産業標 進作成 委員会	制定/ 規格番号 改正/ (制定の場合 廃止 は, 仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 との対応 の程度 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 I 予定 I	CS番号 作業 段階
気			engineering	ハザードベースの製品設計に有用であり、IEC/TC89において電気・電子製品の火災安全工学を規定した国際規格(IEC 60695-1-12:2015)が開発されている。このため、我が国における火災に対する安全性のより一層の向上を図るため、当該国際規格に整合したJISを作成することによって標準化する必要がある。	性、相互理解の促進、効率的な産業活動、安全性確保などに寄与することが期待できる。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化及び国際産業競争力強化にも寄与することが期待できる。	・火災安全工学の利点 ・目的・要求事項・性能 ・設計火災シナリオ・設計火災 ・火災安全工学資料 ・電気技術製品に関する試験	IEC 60695-1-12:2015	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に 適合している。		国際標準をJIS化する もの	一般財団法人日本規 2 格協会のWG		.220.40; 5
JSA 05 電 気	制定 C60695-1-20	火災危険性試験-電気・電子製品の火災危険に設備を受ける。 電子製品の火災危険 をおいま 一般指針 一般指針	Fire hazard testing - Part 1-20: Guidance for assessing the fire hazard of electrotechnical products - Ignitability - General guidance	【制定・改正する理由(必要性)】 現在、電気・電子製品の火災危険性を評価するための試験方法については、JIS C 60695-2規格群などの国際整合された規格は存在するが、火災シナリオに基づいた火災危険性を考慮して製品を設計する上で重要となる着火性の皆針に関するJISが確立されていない。火災シナリオにおける着火性は、ハザードベースの製品設計に有用であり、IBC/TC89において電気・電子製品の火災シナリオにおける着火性に関する指針を規定した国際規格(IBC 60695-1-20:2016)が開発されている。このため、我が国における火災に対する安全性のより一層の向上を図るため、当該国際規格に整合したJISを作成することによって標準化する必要がある。	【期待効果】 この規格の制定によって、国際的に認知された火災シナリオにおける着火性の指針に則った、電気・電子製品を設計・製造することによって、生産性の向上、産業の合理化、取引の公正性、相互理解の促進、効率的な産業活動、安全性確保などに寄与することが期待できる。また、対応国際規格と整合することによって、国際貿易の円滑化及び国際産業競争力強化にも寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・着火性の原則 ・試験方法の選択に関する考慮事項 ・結果の使用及び解釈	IEC 60695-1-20:2016	IDT 第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気・電子製品	法律の目的に 適合している。		国際標準をJIS化する もの	一般財団法人日本規 2 格協会のWG	2024年7月 13 29	5.220.40;

認定 産業標機関 季員会	制定/ 規格番号 改正/ (制定の場合 廃止 は, 仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 選定基準3 票(JIS法第1条の(産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組(市場適合性に関すむ分野の判断基準) る判断基準)	JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 06 電子	制定 C60793-1-53	光ファイバ — 第1-53 部: 測定方法及び試験 水浸せき試験	### ### ### #### #####################	光ファイバは、実際の使用、保管及び/又は輸送中において、様々な環境下に置かれるが、そこで発生する可能性のある高湿度、高温、温度変化などの環境条件に耐え、所定の品質を維持することが求められる。そのため、IECにおいては、そうした環境条件下での光ファイバの適合性を評価するための試験方法の開発が行われ、2014年にIEC 60793-1-52 (Optical fibres - Measurement methods and test procedures-Water immersion tests) が改訂された。このような状況から、我が国においても、光ファイバの品質のより一層の向上、取引の円滑化などを図るため、主に、一定期間水に浸した場合の影響を評価する試験方法について、国際規格と整合を図ったJISを制定する必要がある。	この規格を制定することによって、環境試験への理解の促進及び互換性が確保され、取引の円滑化、国際協力の促進などに寄与することが期待される。	・サンプリング及び試料・手順・合子基準・結果	IEC 60793-1-53:2014		第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバ	法律の目的に 河点: ウ、キ 欠点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化する もの	一般財団法人光産業 支術振興協会のWG	33.180.10
JSA 06 電子	制定 C60793-1-54	光ファイバ - 第1-54 部:測定方法及び試験 η γ線照射		【制定・改正する理由(必要性)】 光ファイバ及びケーブルの耐放射線性向上には、カラーセンタ生成の要因となる欠陥形成の機構解明と、その生成抑制が耐放射線性向上が重要である。この点については、近年目覚ましい進展があり、耐放射線性の高い光ファイバが開発されている。そのような背景からIECでは、光ファイバの耐放射線性を評価するための試験方法の開発が行われ、2018年にIEC 60793-1-54 Optical fibres - Measurement methods and test procedures-Gamma irradiationが改訂された。このような状況から、我が国においても、光ファイバの品質のより一層の向上、国際協力の促進などを図るため、環境のより一層の向上、国際協力の促進などを図るた適した低線量率領域と、高放射線環境の影響を推定するために適した高線量率領域での試験方法について、国際規格と整合を図ったJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、試験への理解の促進及び互換性が確保され、取引の円滑化、国際協力の促進などに寄与することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・装置 ・サンプリング及び供試品 ・手順 ・計算 ・結果	IEC 60793-1-54:2018		第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 光ファイバケーブル	法律の目的に 適合している。 欠点: 欠点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化する もの	一般財団法人光産業 支術振興協会のWG	33.180.10

認定 産業標機関 委員会	制定/ 規格番号 改正/ (制定の場合 廃止 は, 仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 国際 及び名称 との の利	する 規格 対応 対応 準化の対象 建度	選定基準2 選定基準3 業標(JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始予定	ICS番号 作業 段階
JSA 06 電子	制定 C61280-4-1	光ファイバ通信サブシステン試験方法 - 第4-1 部分 アイド減衰 アーブル 表記 アード減衰量 測定	communication subsystem test procedures - Part 4-1: Installed cabling plant - Multimode attenuation measurement	光ファイバーを使った家庭向けの通信サービスである FTTH(Fiber To The Home)の普及が進み、職場・家庭を 問わず、超高速通信が利用できるようになっている。マルチ	2) 光要素部品を扱う中小企業の振興や、スタートアップの新規参入も促進され、日本の産業界が活性化する。 3) 市場の混乱が防げるだけなく、正しい認知が定着することにより、市場が拡大する。 4) 日本企業の品質の高さを差別化することができるようになるため、国際競争力の	2. 引用規格 3. 用語、定義、図記号及び略語 4. 試験方法 5. 不確かさの概要 6. 試験装置 7. 試験手順 8. 計算 9. 測定に係る文書及び記録 10.附属書A(規定)1コード法 11.附属書B(規定)3コード法 12.附属書C(規定)2コード法		IEC 61280-4-1:2019 +AMD1:2021	第2条の該当号: 4(測定方法) 対象事項: 光ファイバ通信 ケーブル設備	法律の目的に 利点: キ 欠点: 欠点: いずれも該当しない。	₹.	国際標準をJIS化する の	一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	2025年7月	
JSA 06 電子	制定 C61757-1-1	光ファイバセンサー第1-1部:ひずみ測定ーファイバウッググレーティングに基づくひずみセンサ		【制定・改正する理由(必要性)】 光ファイバセンサは、光学的又は光学的に動作するセンサ素子を用い、光ファイバを伝送媒体とするセンサで、取得される大量の測定データは昨今の AI 技術との親和性も高く、国内における市場が広がってきているが、国内市場への普及を鑑みると仕様及び評価方法の統一が必要であると判断し、2023年にJIS C 61757(光ファイバセンサ通則)を制定した。 多種多様な光ファイバセンサのうち、特にFBG(ファイバ・ブラッグ・グレーティング)ひずみセンサは電気ひずみゲージと比較して長期的な耐久性や厳環境下での使用に利点があり、防災や減災を目的として橋梁、河川、トンネル、崖、船舶、風車、飛行機などに広く利用され始めている。そのため、FBGひずみセンサの現場適用を加速して広く普及させていくために詳細な世様及び評価方法を統一し個別規格として標準化すべきとの要望が出されている。このような状況から、市場の状況を踏まえ、FBGひずみセンサの仕様並びに試験及び測定方法について、IEC61757-1-1:2020(Fibre optic sensors - Part 1-1: Strain measurement — Strain sensors based on fibre Bragg gratings)を基に、JISを制定する必要がある。		主な規定項目は次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・記号 ・構造及び特性 ・報告すべき特徴及び特性 ・測定対象の特徴及び特性 ・測定機器の使用における推奨事項 ・附属書(FBGひずみセンサの追加の特性)		IEC 61757-1-1:2020 IDT	第2条の該当号: 4(試験方法、測法) 対象事項: FBGひずみセン	法律の目的に 利点: ア、ウ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化する の	一般財団法人光産業 技術振興協会のWG	2024年7月 3	3.180.99 4

認定 産業標機関 季員会	制定/ 規格番号 改正/ (制定の場合 廃止 は, 仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度 選定基準1 選定基準1 との対応 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	. JIS素案作成委員会 作 (WG)	成開始 ICS番号 作業 予定 段階
JSA 06 電子			measurement - Distributed sensing	【制定・改正する理由(必要性)】 光ファイバセンサは、国内市場への普及を鑑みると仕様や評価方法の統一が必要であると判断され、2022年にJIS C 61757(光ファイバセンサ通則)が制定された。 一方、多種多様な光ファイバセンサのうち、特に多く利用されている分布型温度センサの詳細な仕様及び評価方法を個別規格として統一すべきとの要望が出されている。このような状況から、市場の状況を踏まえ、分布型光ファイバ温度センサの仕様並びに試験及び測定方法について、IEC61757-2-2:2016を基に、JISを制定する必要がある。	バセンサの製品の開発・製造が容易になり、かつ、取引の円滑化も期待される。また、国際規格と整合することにより市場の拡大が期待される。	: •適用範囲	IEC61757-2-2:2016 Fibre optic sensors - Part 2-2: Temperature measurement - Distributed sensing	IDT 第2条の該当号: 4(試験方法、測定方法) 対象事項: 分布型光ファイバ温度センサ	法律の目的に 適合している。 ファ、ウ、エ、オ、ク、コ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化する もの	一般財団法人光産業 2024 技術振興協会のWG	1年4月 33.180.99 5
JSA 05 電 気	制定 C61810-10	電磁式エレメンタリリレー第10部:高容量リレーの追加機能及び安全性の要求事項	Electromechanical elementary relays - Part 10: Additional functional aspects and safety requirements for high- capacity relays	【制定・改正する理由(必要性)】 一般産業装置、電気設備などに用いられる低電圧装置 用の電磁式エレメンタリリレーに対する一般及び安全性要 求事項は、JIS C 61810-1に規定されている。しかしながら、 電気エネルギー貯蔵システム、太陽光発電システム、電気 自動車(EV)などに用いられる大容量リレーについては、電 気アークの防止などの追加の機能面及び安全要件事項の 規定が必要な状況となっている。こうした中、接点間の電気 アークを消す機能の組込み、絶縁協調などの機能面及び 安全要件事項を規定したIEC 61810-10が2019年に制定された。我が国の大容量リレーを用いるシステムの安全性の 向上、及び国際規格との規定の整合の観点からIEC 61810-10を基にJISを制定する必要がある。	【期待効果】 この制定によって最新の市場ニーズに対応した性能及び安全性が確保でき、評価手順の標準化によって大容量用電磁リレーの円滑な流通が期待できる。また、国際規格と整合するJISを発行することによって国内メーカーの国際市場への参入と海外への拡大が期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 影響量 5 定格値 6 試験の一般的規定 7 文書及びで 8 温度上昇 9 基本動作・復帰機能 10 耐電圧 11 電気的耐久性 12 機械的耐久性 13 空間距離,沿面距離及び固体絶縁 14 端子 15 気密性 16 耐熱性及び耐火性 17 特殊試験 附属書A(規定)リレーに関する説明 附属書C(規定)試験の配線 附属書F(規定)と昇試験の配線 附属書G(規定)空間距離及び沿面距離の測定 附属書G(規定)定格インパルス電圧,公称電圧及び過電圧カテゴリ間の関係 附属書H(規定)保証トラッキング試験 附属書H(規定)保証トラッキング試験 附属書K(規定)がローワイヤ試験 附属書L(規定)ボールプレッシャー試験	IEC 61810-10:2019	IDT 第2条の該当号: 1(種類、構造、品質、性能、耐久度) 対象事項: 電磁式エレメンタリリレー	活律の目的に 適合している。		国際標準をJIS化する	一般社団法人日本電 2024 気制御機器工業会の WG	1年4月 29.120.70 5

認定 産業標 制定/ 準作成 改正/ 機関 委員会 廃止	規格番号 (制定の場合 は, 仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度 選定基準1 選定基準1 選定基準1 単化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	」JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 07 情 制定 (accelerated testing	製品の評価における加速試験とは、実際の使用環境よりも、厳しい条件で試験を行うことによって、試験時間を短縮する技術で、その目的は、製品の設計・試作・製造段階において製品が持つ弱点・欠点の顕在化、故障発生などを早めるにとによる信頼性特性値の推定、潜在的故障モードの特定、故障メカニズムの解明及びそれらの対策のための期間の短縮である。そのことによって、市場での製品の不具合を未然に防止し、コストの低減や信頼性の高い新製品の速やかな市場に投入が可能となる。 2013年の加速試験法に国際標準であるIEC 62506の制定時には、従来の加速試験法に加えて定性的な試験法としてHALT (Highly Accelerated Limit Test:動作限界又は破壊限界までストレスを印加し、製品を強制的に故障させて潜在的な弱点を洗い出す手法)などが規定されたが、2023年の改訂では、さらに、当該試験に関する実施の手順に我が国からの提案が盛り込まれている。最近の市場動向及び情報技術の発展から加速試験の必要性が増しており、中でも印加ストレスがより高いHALT、HASS (Highly Accelerated Stress Screening:製品に対してストレスを加え、潜在している弱点・欠点を速やかに顕在化させて、初期故障を除去する手法)などが海外で積極的に活用され成果を上げている。一方で、日本では依然としてそれらの加速試験の普及が遅れている。このような実態を鑑みて、有効な加速試験法を国内で広く普及させるためにも、最新の国際規格との整合を早期に図り、当該JISを速やかに制定する必要がある。	この規格の制定によって、国際規格との整合が図られた加速試験の普及促進が可能となり、製品の信頼性評価期間の短縮と高い信頼性の確保との両立、市場不良率のに減、コスト低減に貢献することが可能となる。これらのことから、国際産業競争力の強化、国際取引の円滑化などに寄与し、ひいては産業界の発展に大きく貢献することが期待できる。	・加速試験モデル ・製品開発における加速試験戦略 ・加速試験法の限界	IEC 62506:2023	IDT 第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 鉱工業品	法律の目的に 適合している。		国際標準をJIS化する もの	一般財団法人日本規 格協会のWG	2024年7月 2	1.020 5
JSA 電気 制定	で 62733 電置 ラ 要事	気光源用電子制御装 に組み込まれるプログム可能な部品 — 一般 c c li 求事項及び安全要求 li a	rogrammable omponents in electronic ontrolgear for electric ght sources - General nd safety requirements	近年、照明用光源のLED化が進展するに伴い、光源用制御装置にマイコンなどのプログラム可能部品が組み込まれることが増えてきている。一方で、光源用制御装置の機能安全をこのプログラム可能部品のソフトウェアによって担保する場合に必要な、当該プログラム可能部品及び機能安全ソフトウェアに関する技術的な基準が必要であるが、我が国の照明分野の規格では整備されていない。このため、プログラム可能部品を備えた光源用制御装置の一般及び安全面での要求事項を規定することで安全性を確保するために、国際規格であるIEC 62733 (Programmable components in electronic lamp controlgear - General and safety requirements) に整合したJISを新たに制定する必要がある。	この規格の制定によって、最近の技術の利用に際しても、より安全な製品が市場に供給され、使用者への安全・安心の提供に資する。また国際規格に整合した技術的な基準を採用することかので市場の拡大に寄与することも期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語及び定義 4. 一般要求事項 5. リスクアセスメント 6. 異常動作及び故障状態に対する要求事項 7. ソフトウェアに対する要求事項 8. EMCイミュニティに対する要求事項 9. 附属書A(規定) リスク分類 10. 附属書D(規定) リスク分類	IEC 62733:2015	IDT 第2条の該当号: 1(品質、性能) 対象事項: 光源用制御装置に組 み込まれる プログラム可能な部品	活律の目的に 適合している。 欠点: 欠点: いずれも該当しない。			一般社団法人日本照明工業会のWG	2024年10月 2	9.140.99

認定 選定 選標 選標 選作成 改正/ (制定の 要員会 廃止 は,仮の	:号 場合 JIS案の名称 番号)	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果 規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 対応する国際規格番号 及び名称	対応する ・国際規格 との対応 の程度 選定基準1 選定基準1 選定基準1 選定基準1 選定基準1 選定基準1 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の 法律の目的) 選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	CS番号 作業 段階
JSA 05 電 制定 C63294	の電気ケーブル試験方法	cables with rated voltages up to and including 450/750 V	voltages up to and including 450/750 V)は、IEC 60227-2 (Polyvinyl chloride insulated cables of rated voltages up to and including 450/750V - Part2:Test methods)と、IEC 60245-2 (Rubber insulated cables of rated voltages up to and including 450/750V - Part2:Test methods)とを統合し、新たに発行されたケーブルの試験方法規格である。これに伴って、IEC 60227-2及びIEC 60245-2は廃止された。JISにおいても、JIS C 3662(定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル)規格群及びJIS C 3663(定格電圧450/750V以下のコム絶縁ケーブル)規格群の試験方法規格を共通化し規格体系の合理化を図るとともに、共通の試験方法規格とするため、試験項目の一部で規定されていた要求事項を各個別規格に規定するように構成を改める必要がある。また、この規格の制定に合わせ、JIS C 3662-2 (定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブルー第2部:試験方法)及びJIS C 3663-2(定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブルー第2部:試験方法)を廃止する。	・試験方法が表通化でき、生産性等の向上に寄与する。・国際規格との整合が図られることから、取・電気試験方法・非電気試験方法・非電気試験方法・非電気試験方法・非電気試験方法・非電気試験方法・非電気試験方法・非電気試験方法・非電気試験方法・	JIS C 3662-2 JIS C 3663-2	MOD 第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 電気ケーブル又は光 ファイバケーブル	活体の目的に 適合している。 ア、オ、キ 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化する	一般社団法人日本電 2 線工業会のWG	29 2024年7月 29	.060.20 4
JSA 05 電 制定 H7315	超電導ー臨界電流の試験方法ーRE-Ba-Cu-O複合超電導線の直流臨界電流		この規格は、高温超電導線の性能評価の方法について、IEC 61788-26:2020を基に作成するものである。 医療分野、電力分野及び輸送分野の超電導応用機器に使用される高温超電導線材としては、これまでビスマス超電導線材が広く用いられてきているが、最近において、希土類超電導線(REBCO線)が市場に展開され、多くの企業が参入している。超電導線の商取引においては、メーカとユーザとの間で共有される性能の一つに"臨界電流(Ic)"があり、その測定方法についいては、これまでにIEC 61788シリーズを基とし、ビスマス超電導線に対してはJIS H 7305:2010が、低温超電導線に対してはJIS H 7301:2009やJIS H 7302:2009が規格化されている。REBCO線は、高い臨界電流が得られ、また、高磁場特性が良好であることから、NMR、核融合、超電導モータなど新しい分野への応用が初供給ニーズがますます高まる中で、国内メーカの技術開発を円滑かつ活性化し、国際産業競争力を強化するために、主要性能の一つである臨界電流(Ic)の測定方法について、国際規格を基に標準化することが不可欠となっている。このような状況から、IEC 61788シリーズにおいてREBCO線材の臨界電流測定方法を規定するIEC 61788-26:2020を基に、我が国の技術の実態に即したJISを制定する必要がある。	この規格を制定することで、国内企業におきな規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・適用規格 ・通用規格 ・通用規格 ・用語及び定義 ・期間の短縮やコスト制減につながり、国際 産業競争力を高めることが期待される。さらに、国内での規格統一は、サプライ チェーン全体の効率化に貢献し、国内産 素の発展を促すことにも繋がるものと期待 される。	IEC 61788-26:2020	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 希土類高温超電導線 (REBCO)	法律の目的に 適合している。欠点:		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本電 2 線工業会のWG	2025年7月	

認定 選定 選標 選標 選作成 改正/ (制定の場合 発力 変員会 廃止 は,仮の番号	合 JIS案の名称 -)	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度 選定基準1 選定基準1 との対応 が変えるの産業標準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の 法律の目的) 選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 1(市場適合性に関す る判断基準)	- JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 IC 予定	CS番号 作業 段階
JSA 09 化 制定 K7343 K7343	生一燃焼生成物による腐食性の求め方	generation — Determination of the corrosivity of fire effluents	(煙(微粒子)及びガス)は金属を腐食する。例えば、電気・電子製品等が燃焼生成物に暴露した場合、動作不良を起こすことが広く認識されている。この燃焼生成物の腐食性は、プラスチックの材質及び燃焼状況(火災室内の酸素濃	国際的な適合性と相互連用性の確保、最新の技術や情報の共有、規制遵守と国際的信頼性の向上がはかれる。また、国際市場での製品の品質や安全性の確保が促進され、その採用や取引が容易になり	3. 用語及び定義 4. 目的 5. 火災シナリオと燃焼生成物の生成条件 6. 燃焼生成物試験の種類 6.1 一般 6.2 静的方法 6.3 動的分解法	ISO 11907-1:2019 Plastics — Smoke generation — Determination of the corrosivity of fire effluents — Part 1: General concepts and applicability	IDT 第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: プラスチック	法律の目的に 適合している。 欠点: 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化する もの	5 日本プラスチック工業 連盟のWG	025年10月	
JSA 07 情 制定 Q38503	情報技術 - IT ガバナン Iス- IT ガバナンスのアセ (スメント		【制定・改正する理由(必要性)】 近年、あらゆる組織は、顧客、従業員、取引先、投資家その他を含む、ステークホルダに対して価値を創出することが求められる中で、ITは事業戦略に欠かせないものとなっている。ITによって実現される情報システムの巧拙が経営に大きな影響を及ぼすといっても過言ではなく、組織においてはITガバナンスを導入し、その価値を高めるための活動が行われている。 ITガバナンスの導入・実現に当たっては、JIS Q 38500(情報技術ーITガバナンス)を基礎として、経済産業省が公表している「システム管理基準」において、その要件が示されているが、ITガバナンス適用の有効性について、全体を俯瞰的に評価し、監査するものとなっていない。 一方、国際的には、ISO/IEC 38500、ISO/IEC TS38501及びISO/IEC TR38502をベースにITガバナンスを導入した組織を体系的に評価及び監査できる規格が、日本も積極的に協力して開発され、2022年に、ISO/IEC 38503が制定された。 こうしたことから、今後、ITガバナンスを国際的に共通な視点で評価・監査することによって、その実効性を高めていくため、国際規格と整合したJISを制定することが必要である。	とが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 1 適用範囲 2 引用規格 3 用語及び定義 4 IT ガバナンスの評価のメリット 5 アセスメントのスコープ及びアプローチ 6 IT ガバナンスのアセスメント 7 アセスメント活動	- ISO/IEC 38503:2022	IDT 第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法) 対象事項: ITガバナンス	法律の目的に 適合している。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処 20 理学会のWG	022年7月 35.0	020 4

認定 機関 産業標制定/ 規格番号 準作成改正/(制定の場合 乗員会 廃止 は, 仮の番号	う JIS案の名称 ・)	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度 選定基準1 選定基準1 との対応 準化の対象)	選定基準2 選定基準3 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組む分野の判断基準)	選定基準5 A(市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 07 情 制定 Q38507	ス- AI (人工知能) の利活 用が組織のガバナンスに 与える影響	intelligence by organizations	【制定・改正する理由(必要性)】 AIの組織への応用については、さまざまな問題が想定されている。今までのITとは異なり、組織の意志決定にも影響を与えることや、AIが学習することで、同じような状況下でも、異なった結果となることなどがある。また、AIを含むシステムは、従来のICTシステムより自律性が高く、人の感性に近い判断に使われることが多い。このように、AI(特に深層学習を用いるAI)は、性能保証を確実に行う技術が未発達で、ガバナンス及びマネジメントによって信頼性を確保することが一般的である。そのため、組織の経営者は、AIの導入に当たって与える影響を、倫理を含めて事前に十分に検討することが求められることから、AIを組織に導入するとき、導入後の応用、運用などについて検討するための指針が必要となっている。同様なガバナンスの必要性については、EU及び国際団体でも議論されており、国際標準化のための検討が、日本も積極的に協力し、ISO/IEC JTC1/SC42において行われており、AI活用の組織ガバナンスへの影響、AI活用に対処される。この規格は、現在開発中のAI Management System Standard (ISO/IEC 42001)にも参照されており、今後、認証の参照規格として用いられる可能性も高い。こうしたことから、今後、AI 社会原則の実装に向けて、国内外の動向も見据えつつ、我が国の産業競争力の強化と、AI の社会受容の向上を図っていくため、国際規格と整合したJISを制定する必要がある。	有価証券報告書の国内外に通用する基盤を与えることに寄与する。また、我が国の組織のAIのガバナンスがグローバルに推進され、産業競争力の強化、国際取引の円滑化などに寄与することも期待できる。	4 AI 活用の組織カバナンスへの影響 5 AI 及び AI システムの概要 6 AI 活用に対処するためのポリシー	- ISO/IEC FDIS 38507	IDT 第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法) 対象事項: ITガバナンス	法律の目的に 適合している。		国際規格をJIS化する もの	一般社団法人情報処理学会のWG	2022年7月 38	5.020 4
JSA 07 情 制定 Q42001	情報技術ー人工知能ーマネジメントシステム		【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、分野横断的な技術の一つである、人工知能(AI)に関するマネジメントシステムの構築について規定したものである。AI技術は、深層学習のブレイクスルーにより急激に開発が進められ第3次AIブームを引き起こし、最近では生成系AIの社会への浸透により用途が拡大している。各組織のビジネスにおいてでAIを利活用することがますます加速することは不可避であり、そのためAIに関するマネジメントシステムの構築は組織にとって重要である。また、AI技術が実現する可能性について、技術だけでなく、各国の制度、政策担当者も大きな関心を持たれており、人工知能関連のガイドラインや法令は、EUのレポートによれば600を超えている。一方で、様々なガイドラインなどが乱立している投流でもあり、AI技術に関するマネジメントを実施している組織と宣言していてもその内容は組織間で差があり、当該技術に関する標準的な組織の取組みを記載した文書の作成・維持及びそれに基づく組織運営が喫緊の課題となっている。このような実態を踏まえ、我が国においても国際規格と整合のとれたこの規格を制定する必要がある。	【期待効果】 この規格によって、AI技術に関する信頼 性の高いマネジメントシステムが構築可能 となり、品質の改善、生産性等の向上、産業の合理化に寄与することが期待できる。また、この規格を用いることで、国内外とも整合がとれたAIに関するマネジメントシステムが構築可能となり、相互理解の促進、互換性の確保に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・組織ダーシップ ・計画 ・支援 ・運用 ・パフォーマンス評価 ・改善 ・附属書A 管理目的及び管理策の参考 ・附属書B AI管理策の実施ガイダンス	ISO/IEC 42001:2023	IDT 第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法) 対象事項: AIマネジメントシステム	法律の目的に 適合している。 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	のWG 理学会のWG	2024年7月 0338	3.100.70; 5 5.020

認定 産業標制定/ 規格番号 準作成改正/ (制定の場合 機関 委員会 廃止 は,仮の番号	う JIS案の名称 ・)	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果		制定・改正 に伴う廃止 対応する国際規格番号 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度 選定基準1 選定基準1 選定基準1 との対応 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 1(市場適合性に関す る判断基準)	- JIS素案作成委員会 ((WG)	作成開始 ICS	番号
			この規格は、人工知能(AI)マネジメントシステムの構築の際に必要となるAIシステムのインパクトアセスメントについて規定したものである。AIシステムを利用する組織は、AIシステムに関するマネジメントシステムを構築することが重要であり、それに資するための規格として、ISO/IEC42001:2023を基にしたJIS Q 42001の制定が2025年度内に予定されている。JIS Q 42001はAIマネジメントシステムに関する要求事項について規定したものであり、AIシステムのインパクトアセスメントの重要性についても言及しているが、具体的な方法論にまでは触れていない。AIシステムに付随するリスクやインパクトを正しくアセスメントすることは、各組織のビジネスにおいてAIの利活用がますます増えている現状を考えるに必要不可欠である。このため、国際開格において、AIシステムに対するインパクトアセスメントをどのように実施するか、さらには、組織が実施するAIシステムのリスク分析との関係についてどのように考えるべきかの指針を示すISO/IEC 42005(Information technology - Artificial intelligence - AI system impact assessment)が開発中(FDIS)で効果的なマネジメントシステムの構築を可能とするため、ISO/IEC 42005を基にしたJISを制定する必要がある。なお、インパクトアセスメントについてはBCP(事業継続計画)、PIA(プライバシーインパクトアセスメント)などが国内でも知られているが、AIシステムにはそのままの形では適用できないことからも、新たにJISを制定し、広く活用できるようにする必要がある。	質の改善、生産性等の向上、相互理解の促進、互換性の確保などに寄与することで、組織のAIの開発、利活用ならびに制度設計などを推進することが期待される。		ISO/IEC FDIS 42005	IDT 第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法) 対象事項: AIシステム	法律の目的に 適合している。 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人情報処 理学会のWG	25年7月	
JSA 07 情 制定 Q42006	情報技術-人工知能- AIマネジメントシステムの 監査及び認証を提供する機関に対する要求事項		この規格は、JIS Q 42001 (AIマネジメントシステム)に基づき 構築されたマネジメントシステムを監査及び認証する機関 に対する要求事項を規定したものである。ビジネスにおい てAIの利活用がますます増えている現状を考えるに、組織 はAIシステムに関するマネジメントシステムを構築すること が重要であり、それに資するための規格としてISO/IEC 42001:2023を基としたJIS Q 42001は組織に必要とされる要求事 項について規定したものであり、各組織は当該規格に従ってマネジメントシステムを構築すればよいことになる。しか し、構築したマネジメントシステムが当該規格の要求事項に 適合し、組織にとって十分かつ有効であるのかなどについては、監査及び第三者による適合性評価(認証)が必要と なる場合がある。一方、監査及び認証する機関に対して は、JIS Q42001への適合性を評価するための技術的能力 を有し、公平性・公正性の観点から審査できることが求めら れるが、それら機関に対する要求事項を規定する規格として、ISO/IEC 42006 (Information technology—Artificial intelligence—Requirements for bodies providing audit and certification of artificial intelligence management systems) が開発中(FDIS)である。 今後、各組織が構築したAIシステムに関するマネジメントシ ステムの十分性及び有効性を第三者が公平・公正に評価 し、AIシステムの適正利用によるより良い社会の実現の一 助となるには、国際規格との整合が図られた要求事項を満 たす監査・認証機関が不可欠であり、そのためには ISO/IEC 42006を基にJISを制定し、活用できるようにする必 要がある。		主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・原則 ・一般要求事項 ・組織構成に関する要求事項 ・資源に関する要求事項 ・背報に関する要求事項 ・認証機関に関するマネジメントシステム要求事項 ・認証機関に関するで、シアントシステム要求事項 ・附属書A(審査時間) ・附属書B(認証証のひな形)	ISO/IEC FDIS 42006	IDT 第2条の該当号: 14(事業者の経営管理の方法) 対象事項: AIマネジメントシステム	活律の目的に 適合している。 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化するもの	一般社団法人情報処 20 理学会のWG	25年7月	2

フェー 現格番号 機関 産業標 改正 (制定の番号 1 表	JIS案の名称 JIS案の英文名称 情報技術-用語-バイオメトリクス Information technology Vocabulary - Biometric		おけるバイオメトリクス用語の揺れが減り、 健全な市場の形成及び拡大が期待され	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲	3-2	選定基準1 (JIS法第2条の産業標準化の対象) 第2条の該当号: 5(用語) 対象事項: バイオメトリクス	選定基準2 (JIS法第1条の 法律の目的に 適合している。 対点: ウ、カ 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化する	JIS素案作成委員会 (WG) 一般社団法人情報処 理学会のWG		
JSA 07 情 制定 X0061	トラストワージネスー用語 Trustworthiness - Vocabulary	【制定・改正する理由(必要性)】 トラストワージネスについては、IoT、人工知能、スマートシティを始めとして国際的にも議論が進んでおり、これらの技術の社会実装の進展に伴ってこの概念の重要性が増していてこが想定される。しかし、これらの概念はこれまで大きな議論がされてこなかったこともあり、統一的な定義は利用されてこなかった。このような環境の中、共通して利用できる定義を提供することを目的として、トラストワージネスに関わる用語の定義を規定したISO/IEC TS 5723が2022年に制定された。トラストワージネスについては、日本国内でもIoTを始めとして議論がされており、また、DFT (Data Free Flow with Trust) のコンセプトに基づく"国際データ流通網"など関連する議論も多くあることから、国内での議論において国際規格に整合した統一的な用語及び定義を用いることが重要となっている。ISO/IEC JTC 1では、トラストワージネスに関してWG 11、WG 13、SC 17、SC 38、SC 40、SC 41、SC 42で関連する規格開発が進められている。また、トラスト/トラストワージネスについてはDFFTをはじめとして、世界経済フォーラムなど各所で議論され始めていることもあり、特に用語についてはISO/IEC TS 5723:2022と整合の取れた国内での議論を促進するためにも、このJISの制定が必要である。		主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・		第2条の該当号: 5(用語) 対象事項: トラストワージネス	法律の目的に 適合している。 欠点: いずれも該当しな い。	技術仕様書をJIS化するもの	一般社団法人情報処 理学会のWG	2024年7月 03	01.040.35; 35.020

認定 産業標準作成 委員会	制定/ 規格番号 改正/(制定の場合 廃止 は,仮の番号	合 JIS案の名称 分	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果		制定・改正 に伴う廃止 JIS 対応する国際規格番号 国際 及び名称 との	応する 際規格 の対応)程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象) 	選定基準2 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 (市場適合性に関す JIS素案作成委員会 作成開む分野の判断基準) る判断基準) (WG) 予定	始 ICS番号 作業 段階
JSA 07 情報		トウェアアシュアランスー 第3部:システム インテグ リティレベル	engineering — Systems and software assurance Part 3: System integrity levels	システム及びソフトウェアのアシュアランスについては、ISO/IEC/IEEE 15026-1~-4シリーズとして標準化されている。その中でインテグリティレベルに関しては、2011年にISO/IEC 15026-3として制定され、2015年の改正を経て、2023年にISO/IEC/IEEE 15026-3として制定されている。これまで、ISO/IEC/IEEE 15026シリーズについては、JIS X 0134規格群として順次規格化を進めているところであり、我が国においてもインテグリティレベルの普及を図るため、ISO/IEC/IEEE 15026-3:2023と整合したJISの制定が必要である。	で、標準として共連化されたインテクリティレベル(水準)の適用を可能にすることで、次のことが期待される。 ・広く様々な産業分野におけるアシュアランス活動に関係する多くの組織やプロジェクト、取引で契約・連携・協業を円滑に行えるようになる。 ・それが、アシュアランスによるシステム及びソフトウェアのリスク削減及び品質の確保、並びにインテグリティレベルに合致したアシュアランス活動作業の最適化による生産性の向上を促進する。	 ・適用報格 ・月用規格 ・用語及び定義 ・インテグリティレベルの利用 ・システムインテグリティレベルの決定 ・システム要素へのインテグリティレベルのきり当て ・インテグリティレベル要求事項への合致 ・合意及び承認の権限保有者 	JIS X 0134:1999 -3:2023 IDT	Ż	第2条の該当号: 7(作成方法) 対象事項: システム及びソフト ウェア製品	法律の目的に 適合している。	国際規格をJIS化する もの もの	
JSA 07 情報	制定 X0164-6	情報技術 - ITアセットマネジメントー第6部:ハードウェア識別タグ	Information technology — IT asset management — Part 6: Hardware identification tag	ITアセットマネジメントシステム(ITAMS)の要求事項は、JIS X 0164-1で規格化されているが、ITアセットの特徴(JIS X 0164-1:2019 附属書でを参照、特にハードウェアについては、設置場所/構成の頻繁な変更、デバイス数/ツール/管理形態の多さなど)にあった管理が必要である。ソフトウェアについては、ISO/IEC 19770-2:2015を基にJIS X 0164-2 (ソフトウェア識別タグ)が2018年に制定されているが、ハードウェアに関して規格化されていなかった。そのため、ツール間の連携、項目の相互理解、意思疎通に円滑さに欠け、移行の難しさによるシステムの硬直化を招いていた。これを受け、ISO/IEC 19770-6が2024年に制定された。我が国においても国際規格と整合化した規格体系を確保する観点から、ISO/IEC 19770-6:2024を基にしたJISを制定する必要がある。	この規格の制定によって、情報収集の際の共通のフォーマットが提供されることになり、ツール間の連携及び移行の容易性が実現できる。このことは、システムの硬直者のより良い品質と省力化のための仕組みが構築されることがり、ITAMSのライフサイクル全般での生産性の向上と業界全体での品質向上に寄与することが期待できる。また、ITAMSのツールを開発でコミュニケーションすることで相互理解が促進され、互換性の確保に寄与することが期待できる。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語、定義及び略語 ・適合性 ・相互運用 ・HWIDプロセスの実装 ・ハードウェアIDファイルのデータ仕様	ISO/IEC 19770-6:2024 IDT	Ż	第2条の該当号: 6(構造) 対象事項: 電磁的記録 (ハードウェア識別データ)	法律の目的に 適合している。 欠点: vがずれも該当しない。	国際規格をJIS化するもの ・もの ・もの ・ ・ ・ ・ ・	

認定 産業標制定/ 規格番号 準作成改正/ (制定の場合 委員会 廃止 は,仮の番号	· JIS案の名称)	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度 選定基準1 選定基準1 との対応 が選定を選集 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号 作業 段階
	制送器材及びUターナブル包装器材 treit p	product packaging, transport units, returnable transport litems and returnable packaging items	近年、物流業界における労働力不足、小口配送の増加などの課題に加えて2024年問題などによる物流クライシスが大きな社会的課題となっている。このような状況に対し、"総合物流施策大綱(2021年度~2025年度"では"物流DX"推進の必要性が明記されている。サプライチェーンの効率的な管理手段の一つとして、製品包装、Jターナブル容器などの物流機器、パレット積載の輸送単位などへのRFIDの活用が挙げられる。RFIDに関しては、JIS Z 0664~JIS Z 0667 (RFIDのサプライチェーンへの適用)の4規格があり、サプライチェーンにおける、製品のタグ付け、製品包装、輸送ユニット、Jターナブル輸送器材及びJターナブル包装器材に対してRFIDによる管理を行う際のRFIDの基本機能を規定している。このたび、ISO/IEC JTC 1では、これらのJISの基としているISO 17364~17367の4規格を統合して、ISO/IEC 17360:2023が制定され、これを受けて、JISにおいても最新の技の情報等を反映した国際規格に整合する規格を制定する必要がある。なお、国際規格の管轄がISO/TC 122(包装が)からISO/IEC JTC 1/SC 31(自動認識及びデータ取得技術)に変更されたため、統合後はX規格とする。また、この規格の制定に伴い、旧規格であるJIS Z 0664~JIS Z 0667の4規格を廃止する必要がある。	におりる物流DXの推進につなかることが、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	物品識別子 RFIDラベル付き資材の識別 附属書A(符号化)	Z0664、Z0665、Z0666、Z0667 ISO/IEC 17360:2023	第2条の該当号: 6(種類、構造) 対象事項: RFID	活律の目的に 適合している。 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化するもの	一般社団法人日本自身 動認識システム協会 のWG	2024年10月 35	5.040.50 4
JSA 07 情 制定 X5150-4	汎用情報配線設備一第4 IT 公 C C 4		【制定・改正する理由(必要性)】 情報通信のトラフィック量は、毎年大幅な増加の一途をたどっているとともに、更に高速通信が可能な新しいアプリケーションが次々に開発されている。これらに対応するため、2017年に、ISOにおいて情報配線設備に関する国際規格体系に変更があり、新しい国際規格体系のISO/IEC 11801規格群(Information technology - Generic cabling for customer premises)では、旧規格体系のときに個別規格格の個別要件とに区分して一つの規格体系となった。それによって、今後相互接続が進むネットワークへの対応(設計、施工、試験、運用・保守など)を適切に行うことが可能となる。 JIS X 5150規格群(汎用情報配線設備)の対応国際規格であるISO/IEC 11801規格群の第1部〜第3部については、それぞれ、JIS X 5150-1(第1部:一般要件)、JIS X 5150-2(第2部:オフィス施設)及びJIS X 5150-3(第3部:産業用施設)としてJIS化されているが、利用者から標準化を強く求められている"個別住宅"について、ISO/IEC 11801-4(Information technology - Generic cabling for customer premises - Part 4: Single-tenant homes)を基に、新たにJISを制定する必要がある。	を受けることが可能となることが期待できる。	Eな規定項目は、次のとおり。 1. 適用範囲 2. 引用規格 3. 用語, 定義及び略語 4. 適合性 5. 汎用配線システムの構造 6. チャネル性能要件 7. リンク性能要件 8. 基本配線構成 9. ケーブルの要件 1. コード	- ISO/IEC 11801 -4:2017/Cor1:2018	IDT 第2条の該当号: 1(構造、品質、性能) 対象事項: 個別住宅用汎用情報 配線設備	法律の目的に 適合している。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		国際標準をJIS化する	一般社団法人電子情 2 報技術産業協会の WG	2023年10月 35	5.200

認定 産業標 制定/ 準作成 改正/ 委員会 廃止	規格番号 (制定の場合 は, 仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点に	削定・改正 2件う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度 選定基準1 選定基準1 選定基準1 選定基準1	選定基準2 選定基準3 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 l(市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始予定	ICS番号 作業 段階
JSA 07 情 制定 A	X5150-5 汎部	G:データセンタ Gci	Generic cabling for customer premises—Part 5: Data centres	情報通信のトラフィック量は、毎年大幅な増加の一途をたどっているとともに、更に高速通信が可能な新しいアプリケーションが次々に開発されている。これらに対応するため、2017年に、ISO/IEC JTC 1/SC 25(情報機器間の相互接続)において、情報配線設備に関する国際規格の体系に変更があり、新しい規格体系では、旧規格体系のときに個別規格であった複数の規格を、共通の一般要件の規格と個別要件の規格とにパートで区分する部編成の規格群となった。一つの規格群とすることによって、ネットワークへの対応(設計、施工、試験及び運用・保守)を適切に行うことが可能となる。対応国際規格の第1部及び第2部については、それぞれ、JIS X 5150-1(汎用情報配線設備一第2部:オフィス施設)としてJIS化されており、第3部については、JIS X 5150-3(汎用情報配線設備一第2部:オフィス施設)としてJIS化されており、第3部に産業施設)としてJIS化作業中であり、利用者から標準化を強く求められている"データセンタ"についても、対応国際規格であるISO/IEC 11801-5を基に、新たにJISを制定する必要がある。	この規格を制定することによって、一つの規格群に従った設計、施工、試験及び運規格群に従った設計、施工、試験及び運規を持った。とからことが可能となり、相互接続の連むできる。また、配線システムの提供者に基づいた商品(配線システム提供可能となるとともに、配線システム提供者の利用者は、どの配線システム提供可能となることが期待できる。さらに、対応国際規格の体系と一致したJISとすることが期待である。	4. 適合性 5. 汎用配線システムの構造 6. チャネル性能要件 7. リンク性能要件 8. 基本配線構成 9. ケーブルの要件 0. 接続器具の要件 1. コード及びジャンパの要件 対属書A(規定)平衡配線リンクの組合せ	ISO/IEC 11801-5:2017	第2条の該当号: 1(構造、性能) 対象事項: 汎用情報配線設備	法律の目的に 適合している。		国際標準をJIS化する もの	一般社団法人電子情報技術産業協会の WG	2022年10月 35	5.200 5
JSA 07 情 制定 X	X15836-1 情シデ合素	報及びドキュメンテー ヨンーダブリンコアメタ 一タ基本記述要 ・一第1部:基本記述 C	Information and documentation — The Dublin Core metadata element set — Part 1: Core elements	【制定・改正する理由(必要性)】 現在、領域横断的に情報資源のメタデータを記述するための基本記述要素を規定するISO 15836:2003を基に、JIS X 0836:2005(ダブリンコアメタデータ基本記述要素集合)が制定されている。情報資源発見のために国際的な合意のうえに選定された15の基本記述要素が求められたこと、及び機械処理技術の発展に伴ってISO 15836は廃止され、ISO 15836-1及びISO 15836-2という規格群として2017年に発行された。このISO 15836-1は、領域横断的に情報資源のメタデータを記述するための基本記述要素を規定するもので、前身のISO 15836と大きな違いはない。このISO規格は、複数の領域のメタデータ作成機関において、特にウェブ上の情報資源のメタデータを成う際に用いる有用な規格である。異なる地域及び領域のメタデータ作成機関の多くが、メタデータの互換低を確保するため、ISO 15836-1:2017を採用している。このような状況から、JISX 0836も国際規格との整合を図るとともに実態に即したJISとするため、新たなJISとして制定する必要がある。	【期待効果】 この規格を制定することによって、国際的かつ領域横断的なメタデータの相互運用性が確保され、複数のメタデータ作成機関によって作成されたメタデータを強素及び相互の利活用を促進することができ、一般利用者にとってもメタデータ検索の利便性の向上が期待できる。	注な規定項目は、次のとおり。 適用範囲 引用規格 用語及び定義 略語 要素集合	ISO 15836-1:2017 Information and documentation — The Dublin Core metadata element set — Part 1: Core elements	第2条の該当号: 6(構造) 対象事項: 電磁的記録(ダブリン コアメタデータ)	法律の目的に 適合している。 欠点: いずれも該当しない。		国際標準をJIS化する	一般社団法人情報科学技術協会のWG	2025年10月	

認定 産業標制定/ 準作成改正/(制 委員会 廃止 は,	見格番号 川定の場合 JIS案の名称 仮の番号)	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度 選定基準1 選定基準1 選定基準1 単化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	. JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 I [®] 予定	CS番号 作業 段階
JSA 07 情 制定 X15	ションーダブリンコアメタ データ基本記述要素集 合ー第2部:DCMIプロ	documentation — The Dublin Core metadata element set — Part 2: DCMI Properties and classes	【制定・改正する理由(必要性)】 領域横断的に情報資源のメタデータを記述するための規格としてISO 15836-1:2017がある。このISO規格と同様に領域横断的に情報資源のメタデータを記述するための規格としてISO15836-2:2019があり、複数の領域のメタデータを扱う際に有用な標準として広く認知及び採用されている。ISO 15836-2:2019は、ISO 15836-1:2017に比べてメタデータの表現力が高い一方で、それぞれの語彙の値がとり得る範囲(値域)を明確に定めていることから、ISO 15836-1:2017の代替ではなく、ISO 15836-1と併せて用いるものである。異なる地域及び領域のメタデータ作成機関がこのISO規格に基づいてメタデータを作成することで、メタデータの互換性が確保されることとなる。このような状況から、情報資源のメタデータを記述するための基本記述要素を基に拡張した55のメタデータ語彙を規定する規格として、ISO15836-2:2019に整合したJISを制定する必要がある。	関によって作成されたメタテータの統合的な検索や相互の利活用を促進することができ、一般利用者にとってもメタデータ検索の利便性の向上が期待できる。] ・メタテータ用語の記述	ISO 15836-2:2019 Information and documentation — The Dublin Core metadata element set — Part 2: DCMI Properties and classes	IDT 第2条の該当号:	法律の目的に 適合している。 欠点: いずれも該当しない。			一般社団法人情報科 2 学技術協会のWG		
JSA 07 情 制定 X20	では、	Internet of Things (IoT) and digital twin – Vocabulary	【制定・改正する理由(必要性)】 この規格は、IoT及びデジタルツイン技術に共通的に用いられる用語について規定したものである。現在の状況では以下のような課題や問題点が存在しているため、国際規格と整合性のあるJISを制定する必要がある。 1. 用語の定義の不統一性 IoT及びデジタルツインは市場で使われ始めているが、関連する用語は関係者が独自に定めた定義で用いられており、一致した定義につていないことがある。このため、業内でのコミュニケーション及び技術の共有が困難となり、正確な理解又は円滑な取引が妨げられる場合がある。 2. 国内外におけるサービス提供者の増加 IoT及びデジタルツインの利用は国内外で広まっており、国境を越えたサービス提供が行われている。将来的には市場が更に拡大することが予測されるため、異なる国又は大化の間でのコミュニケーションの増加が想定される。このような状況下では、国内外の事業者又はユーザー間で円滑なサービス提供を実現するために、日本語での用語認識を統一することが重要である。	【期待効果】 国際規格に合わせてJISを制定することにより、以下の効果が期待できる。 1.製品・サービス提供の容易化及び取引の円滑化:製品又はサービスの提供が容易になり、異なる事業者間での取引の円滑化が期待される。 2.市場の混乱の防止及び正しい認識の定着:市場の混乱及び不確実性が解消され、正しい認識が業界内に広まり、市場が健全に発展することが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義	ISO/IEC 20924:2024	IDT 第2条の該当号: 5(用語) 対象事項: モノのインターネット 及びデジタルツイン	法律の目的に 適合している。 欠点: いずれも該当しない。		国際規格をJIS化する	一般社団法人情報処 2 理学会のWG	024年7月 01.35.	.040.35; 5

認定 産業標 準作成 委員会	制定/ 規格番号 改正/(制定の場合 廃止 は, 仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 (JIS法第1条の 法律の目的) 選定基準3 (産業標準化の利 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組(市場適合性に関 む分野の判断基準) る判断基準)	JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 情報		システム及びソフトウェア 技術 - システム及びソフトウェア 大ウェア製品の配置のの概 の概観及び利 用法	and software Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE) - Quality model overview and usage	今般、ISO/IEC 25010は2023年の改訂によって、ISO/IEC 25010:2011に含まれていた、品質モデルの概要及び使用 法に関する事項、製品品質モデル、利用時品質モデルの 55、製品品質モデルを引続きISO/IEC 25010:2023に規定でし、品質モデルの概要及び使用法に関する事項を ISO/IEC 25002:2024に移行し、また、利用時品質モデル	職において、提供するシステム/ソフトウェア等の製品および利用時の品質要求に関する総合的な仕様を明確し合意形成することは重要であり、そのような活動を効果的に行うためのよりどころとなる。・品質要求の仕様化を行う技術者や組織ことって、有用で利便性を高める情報を得られる。・この規格を制定することによって、品質モデルに関連する国際規格(SQuaREシリーズのJISと共に、システム及びソフトウェア製品の間で、生産・取引の合理化・効率化、取引の円滑化などに寄与することが期待できる。	 ・引用規格 ・用語及び定義 ・略語 ・適合性 ・品質モデルの概観 ・品質モデルの枠組み ・品質モデルの利用法 	ISO/IEC 25002:2024	IDT	第2条の該当号: 1(鉱工業品の品質、性能) 対象事項: ソフトウェアシステム	法律の目的に 適合している。 欠点: 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化すもの	る 一般社団法人情報処 理学会のWG	35.080 4
JSA 07 情報		技術 ーシステム及びソフトウェアの品質要求及び 評価(SQuaRE) ー利用	engineering — Systems and software Quality Requirements and Evaluation (SQuaRE) — Quality—in—use model	本規格は、システム及びソフトウェアの利用時品質モデルを規定するものである。 ISO/IEC 25010:2011は、2023年11月の改訂により適用範囲が変更され、規格内に含まれていた利用時品質モデル部分が対応国際規格であるISO/IEC 25019:2023に移行された。システム及びソフトウェアは現代社会において広く使われてなり、その効果や影響範囲をシステムの直接利用者だけでなく、組織や公共及び社会全体まで考慮する必要がある。そのため、ISO/IEC 25010:2011の利用時品質モデルでは、利害関係者をシステムの直接利用者としていたが、本規格では、組織や公共及び社会全体まで含めるよう拡張して制定された。加えて、近年のICT技術に対応し改良された利用時品質モデルも新たに規定されている。本規格の基となったJIS X 25010:2013(対応国際規格ISO/IEC 25010:2011)は、ICT業界で非常に多く利活用されている。「ISO/IEC 25010:2011)は、ICT業界で非常に多く利活用されている。 ISO/IEC 25010:011)は、ISO/IEC 25002の第1版及びISO/IEC 250109(本規格)の第1版と共に、ISO/IEC 25010:2011を取り消し、置き換えるものである。そのため、国際規格との整合化の観点、及び技術の実態に即した内容にするため、ISO/IEC 25019を基にJISを制定する必要がある。	ステークホルダー顧客組織と開発組織との間、あるいはコンシューマ製品の評価組織において、提供するシステム及びソフトウェアの品質要求に関する仕様を明確ためたりどころとなる。品質要求の仕様化を得られる。 でう技術者及び組織は、有用な情報を得られる。 といったように広範囲である。 といったようにないましている。 といったようにないましている。 といったようにないましている。 といったようにないましている。 といったようにないましている。 といったようにないましている。 といったようにないましている。 といったようにないましている。 といったようにないましている。 といったようにないましている。 といったようにないましている。 といったようにないましている。 といったようにないましている。 といったといったといったようにないましている。 といったといったといったといる。 といったといったといったといる。 といったといったといったといる。 といったといるといるにはないる。 といったといるといるにはないる。 といったといるといるにはないる。 といったといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといるといると	4. 利用時品質モデル 4.1 一般 4.2 利害関係者 4.3 利用時品質のコンテキスト 4.4 利用時品質モデルの構造 4.5 利用時品質モデルの対象 4.6 利用時品質モデルの利用	ISO/IEC 25019	IDT	第2条の該当号: 1(鉱工業品の品質、性能) 対象事項: ソフトウェアシステム	法律の目的に 適合している。 欠点: いずれも該当しない。	国際規格をJIS化すもの	る 一般社団法人情報処 理学会のWG	35.080 4

認定 産業標機関 季員会	制定/ 規格番号 改正/ (制定の場合 廃止 は, 仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 JIS 及び名称	対応する 国際規格 との対応 の程度	選定基準1 (JIS法第2条の産業標 準化の対象)	選定基準2 選定基準3 (JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組(市場適合性に関すむ分野の判断基準) る判断基準)	JIS素案作成委員会 作成開始 (WG) 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 10 金 属機材料	制定 Z3199	鉛フリーはんだ対応はんだ三て試験方法		く、はんだぬれ性が劣り、金属を侵食する力が強いなどの 課題があり、国内外のはんだこでメーカは、これらの技術的 課題を克服するために、ヒータ、こて先、制御回路などのは んだこての高性能化に取り組み、鉛フリーはんだの実用化 に対応する装置の開発を進めてきた。 一方、車載、家電、PCなどあらゆる電子基板のユーザにお いては、鉛フリーはんだ対応のはんだ付け装置を選定する に当たって、「WES2810 鉛フリーはんだ対応はんだこて試 験方法」(日本溶接協会 2012年制定)を適用し、その性 能、耐久性等を評価している。しかし、当該試験方法は制 定から12年が経過し、この間、半導体、電子部品等の技術 進歩に伴って、携帯電話、PC等の小型化による電子基板 の微細化、大電流を制御するパワー半導体などの熱量の 必要なはんだ付け、自動化などはんだ付け関連技術も高 度化しており、最新技術に対応できる方法に見直すことが 必要となっている。また、同時に、鉛フリーはんだを用いた 半導体、電子部品等が組み込まれる機器は、車載、携帯 電話、PCのほか、宇宙、航空分野など、より高度な信頼性 が求められる分野へと拡大しており、当該試験方法につい ても、国家規格として新たに制定することが求められてい る。	久性等の評価が可能となり、鉛フリーはんだ対応はんだこての品質及び生産性の向上に寄与することが期待できる。ひいては、これらの装置によってはんだ付けされた半導体、電子部品等が組み込まれる機器の信頼性向上につながる。	・はんだこて先アース間抵抗測定法・はんだこて先ぬれ性試験方法		5	第2条の該当号: 4(試験方法) 対象事項: 鉱工業品(はんだこて)	法律の目的に 適合している。 欠点: いずれも該当しない。	関連する生産統計等によって市場におけるニーズが確認できる	一般社団法人日本溶 接協会のWG	
JSA 10 金 属·無 機材料	制定 Z3960	アーク溶接作業用カーテン、ストリップ及びスクリーンの安全要求事項		【制定・改正する理由(必要性)】 アーク溶接作業は、強烈なアーク光が発生するが、このアーク光による健康被害を作業者本人及び周辺の作業者に生じさせないために、遮光カーテンなどがアーク光をどの程度遮断している。しかし、遮光カーテンなどがアーク光をどの程度遮断しているか、また、どの程度遮断したものとすべきかの規定が標準化されていなく、適切な遮光カーテンなどが使用されているのか、安全な作業環境が担保されているのかが不明確な状況となっている。このため、作業従事者に健康被害が発生するなどの問題が生じている。このような問題に対応するため、国際規格では、2014年にISO 25980(Health and safety in welding and allied processes — Transparent welding curtains, strips and screens for arc welding processes)が制定され、その後2023年に改訂されている。このような状況から、我が国においても、作業従事者の健康被害を抑止するため、ISO 25980を基とし、アーク溶接作業時の安全な作業環境を確保するため、溶接カーテンなどの安全要件について標準化する必要がある。		主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範格 ・引用規及で定義 ・透外がりを表 ・透外がりががりがいたがりがりができた。 ・炎のの・アイレット法 ・経験・・計算方法 ・表示 ・使用上の情報	ISO 25980:2023 Health and safety in welding and allied processes— Transparent welding curtains, strips and screens for arc welding processes	7	第2条の該当号: 1(品質) 対象事項: アーク溶接用遮光 カーテン	活像の目的に 適合している。 欠点: いずれも該当しない。	国際標準をJIS化するもの	一般社団法人日本溶 接協会のWG	

認定 産業標準作成機関 委員会	制定/ 規格番号 改正/ (制定の場合 廃止 は, 仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点に	定・改正 伴う廃止 JIS	対応する国際規格番号 国際規 及び名称 との対応 の程度	る 選定基準1 な(JIS法第2条の産業権 準化の対象)	選定基準2 選定基準3 票(JIS法第1条の (産業標準化の利 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 」(国が主体的に取り組 む分野の判断基準)	選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準)	JIS素案作成委員会 (WG)	作成開始 予定	ICS番号 作業 段階
JSA 01 基本		統計一用語及び記号一第4部:標本調査法	Statistics—Vocabulary and symbols—Part 4: Survey sampling	しかし、現在、あらゆる産業界で使用されている統計に関する用語及び記号の規格として、JIS Z 8101(統計-用語及び記号)規格群が整備されているが、標本調査の用語になりる国内の標準規格が存在しないことから、標本調査に利用されている用語や記号の定義が統一されていないことがある。従って、調査方法に関する説明にもゆらぎが生じて、標本調査の研究と利用の両面において発展の妨げとなりかねない。このため、専門家や実務家のコミュニケーションを円滑とする観点から、標本調査の用語に関する標準規格の制定が望まれているが、国際規格では標本調査の用語に関してISO3534-4:2014が存在することから、当該規格を基にしてJISを制定する必要がある。	で統一的な定義や説明が与えられる。 たのことによって、現状において分野によっず共通した用語などが用いられることにより、無用な誤解などが避けられる。さらこ、国際規格と一致した国内規格が設けられることにより、標本調査に関連する事質を海外に説明しやすくなる。	2 引用規格 3 用語及び定義		O 3534-4:2014 IDT	第2条の該当号: 5(用語、記号) 対象事項: 統計技術	法律の目的に 適合している。			一般財団法人日本規格協会のWG	2024年10月 000	01.040.03; 5 03.120.30
JSA 01 基本	制定	新技術及び新製品開発 プロセスのための統計的 方法の適用ーロバスト許 容差設計(RTD)	Application of statistical and related methods to new technology and product development process — Robust tolerance design (RTD)	【制定・改正する理由(必要性)】 製品の設計者が製品製造時に定める製品仕様には、製品の部品及び/又は構成要素の公称値はロバストパラメータ設計(RPD)によって決定され、最適な許容差はロバスト許容差損計(RPD)によって決定され、最適な許容差はロバスト許容差損力なわち設計パラメータの最適値の組合せ条件の下で、出力のばらつきの最小化という品質の観点から、製品の部品及び/又は構成要素の設計パラメータの値の許容差を最適に設定する方法である。製品設計において、RPDとRTDとを一緒に用いることは、製品品質を最適化するために、コスト的にも有効かつ効率的がな方法を提供し、また、設計パラメータの最適な公称値と許容差で製造された製品は、出荷後の使用条件下でのノイズ状況に対してロバスト(ばらつきが少ない)であり、これによって、欠陥、故障、品質問題による使用者の品質損失(製品やサービスの品質が低下することによって生じる損失)を最小限に抑えられる。これらのうちRPDについては、既にISO 16336:2014を基にJIS Z 9061:2016が制定されているが、今般、RTDに関してISO 16337:2021が制定されたため、RPDと同様、当該国際規格を基としたJISを制定する。	期待効果】 の規格の制定によって、製品製造におってスト的にも有効かつ効率的な方法。 確立し、また、製品使用時における品質 となる問題を最小限に抑えられる方法を提供することが可能となるため、品質と改善若しくは明確化、生産性等の向上では産業の合理化、及び効率的な産業活力とは研究開発活動の基盤形成に寄与ることが期待される。また、国際規格と生命ではあることが期待される。	主な規定項目は、次のとおり。 ・適用範囲 ・引用規格 ・用語及び定義 ・ロバスト許容差設計 ・RTD ケーススタディ(1) - 理論式を使用した回路の安定化 ・RTDケーススタディ(2) - シミュレーション実験によるピストンの安定化	ISO Ar an ne pr pr to	pplication of statistical development rocess — Robust plerance design (RTD)	第2条の該当号: 2(設計方法) 対象事項: 電気製品、機械製品 など	法律の目的に 適合している。		国際標準をJIS化するもの	一般財団法人日本規格協会のWG	2025年10月	

認定 選定 選作成 選作成 改正/(制定の場合 機関 委員会 廃止 は,仮の番号)	JIS案の名称	JIS案の英文名称	制定する理由(必要性)	期待効果	規定項目又は改正点	制定・改正 に伴う廃止 対応する国際規格番号 国際規 及び名称 の程度	る 選定基準1 選定基準2 選定基準3 (JIS法第2条の産業標 (JIS法第1条の 進化の対象) 法律の目的) 点・欠点)	選定基準4 (国が主体的に取り組 む分野の判断基準) 選定基準5 (市場適合性に関す る判断基準) JIS素案作成委員会 作成開 (WG) 予定	始 ICS番号 作業 段階
本		information for use (instructions for use) of products - Part 1: Principles and general requirements	この規格は、製品の使用情報に関する原則及び要求事項を規定するものである。製品のライフサイクルにわたる使	対応国際規格及び市場の実態に合わせた制定を行うことにより、この規格群の規定に基づいた製品の使用説明が作成され、対象とする製品をより安全に使用してもらうことができるなど、消費者保護につながることが期待される。 また、本規格に基づいた使用説明を生産者が作成することは、国際規格に整合	 引用規格 用語及び定義 使用情報に対する要求事項の達成 原則 情報管理プロセス 使用情報の内容 使用情報の構造 	C0457 IEC/IEEE 82079-1:2019 IDT	第2条の該当号: 2(鉱工業品の使用方法)	国際標準をJIS化する 一般財団法人日本規 2025年4 / 格協会のWG	